

2 第1種許可地域共通許可基準

区 域	共 通 訸 可 基 準
第1種許可地域全域	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は、反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
第1種許可地域の景観 モデル地区許可地域	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。

3 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準

区 域	共 通 計 可 基 準
高速道路又は旧有料道 路に接続する両側各100 メートル以内の区域（第 3種許可地域を除く。）	1 ネオン管その他の広告物等の照明は点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は、反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
1 山陽新幹線又は高 速道路に接続する両 側各500メートル以 内の区域（第3種許可 地域を除く。）	建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し、又は設置してはならない。 ただし、次に掲げる広告物等又は地域については、この限りでない。 1 自家広告（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若し くは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しく は作業場に表示する広告物等をいう。以下同じ。） 2 商工業系用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 及び工業専用地域をいう。以下同じ。） 3 山陽新幹線、高速道路又は旧有料道路から全く展望することができ ない壁面（建築物の壁面及び屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔そ の他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。）の壁面に限る。） に表示する広告物等
2 旧有料道路に接続 する両側各100メート ル以内の区域（第3 種許可地域を除く。）	

- 備考 1 この表において「高速道路」とは、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道岡
山米子線、及び瀬戸中央自動車道（国道30号）をいう。
2 この表において「旧有料道路」とは、県道寒河本庄岡山線（旧東備西播開発有料道路の区間
に限る。）及び県道大山上福田線（旧蒜山大山有料道路の区間に限る。）をいう。

4 総表示面積の規制基準

区域	条例第6条の2の基準
禁止地域及び 許可地域	建築物に表示し、又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は、 当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から51メートルまでの高さの壁面の面 積の合計をいう。）の2分の1以下であること。

5 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区分	許可基準		
		第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
建物利用広告物	屋上広告物	許可する地域	禁止	全域。ただし、新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。
		表示面積	禁止	60平方メートル以下 特に定めない。
		広告物等の上端の地上からの高さ	禁止	46メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下 51メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下
		自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の各号に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。		
		1 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1個であること。		
		広告物等の高さ	禁止	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下かつ、20メートル以下 地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下かつ、20メートル以下
		屋上構造物の上に設置する場合は、屋上構造物の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さに含めず、広告物等の高さに含めるものとする。ただし、屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出しているときは、この限りでない。		
		表示方法等	1 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。 2 支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー（羽板をいう。以下同じ。）等により遮へいしていること。 3 屋上構造物に設置する場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは、突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。 4 屋根に直接描出し、又は広告物等の裏面全部を屋根に密着させるものについては、壁面広告物の基準も満たすこと。	

突出し 広告物	広告物等の上端 の地上からの高さ	31メートル以下	46メートル以下	51メートル以下	
	個数	1壁面に2列以下。一方の面が0.5平方メートル以下のものについては、この限りでない。			
	壁面からの出幅	1 1.5メートル以下であること。 2 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。 3 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から0.6メートル（歩道上にあっては、1メートル）未満であること。			
	道路面からの広告 物等の下端の高さ	歩道上にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上			
	表示方法	建築物の上端から突き出さないこと。			
壁面広 告物	1壁面の利用割 合限度（1壁面 の面積）				
	100平方メートル 未満	4分の1以下	3分の1以下	2分の1以下	
	100平方メートル 以上200平方メー トル未満	5分の1以下又は 25平方メートル以下	4分の1以下又は 34平方メートル以下	3分の1以下又は 50平方メートル以下	
	200平方メートル 以上	6分の1以下又は 40平方メートル以下	5分の1以下又は 50平方メートル以下	4分の1以下又は 67平方メートル以下	
	広告物等の上端 の地上からの高 さ	31メートル以下	46メートル以下	51メートル以下	
	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の各号に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。				
	1 壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面につき1個であること。				
	個数	意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個であること。			
	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 窓その他の開口部をふさがないこと。			
	壁面利 用懸垂 幕	1壁面に表示す ることができる 個数	1個	2個以下	4個以下
		意匠及び広告文が同一であるものは、1個であること。			

	規格	長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下			
	表示方法	1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面広告物の基準を満たすこと。			
	許可期間	1月以内			
懸垂幕 掲出装置	表示内容等	自己の店舗、事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。			
	表示方法	1壁面に表示することができる個数、規格、1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。			
建物敷地内広告物	広告板	表示面積(集合広告の場合を含む。)	一方の面5平方メートル以下、かつ、10平方メートル以下	一方の面25平方メートル以下、かつ、50平方メートル以下	
	広告塔	高さ	6メートル以下	10メートル以下	
	垣、塀	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。		
	広告旗	設置場所	道路の路肩から5メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。		
		許可期間	1月以内		
(共通)	色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 自家広告、商業地域、広告旗については、この限りでない。			
	表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 自家広告、商業地域、広告旗については、この限りでない。			
野立広告物	広告板	表示面積(集合広告の場合を含む。)	25平方メートル以下		
	広告塔	表示面積(集合広告の場合を含む。)	一方の面が25平方メートル以下、かつ、50平方メートル以下		
	(共通)	許可する地域	禁止	商工業系用途地域に限る。	全域
	広告物等の高さ	10メートル以下			
	道路からの後退距離	2メートル以上。ただし、商業地域については、この限りでない。			
	野立広告物間の距離	5メートル以上。ただし、商業地域については、この限りでない。			

道標、案内図板等	近隣店舗等案内広告	色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していること。 商業地域については、この限りでない。			
		表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。			
		表示内容等	1 近隣（同一又は隣接の市町村の区域をいう。）の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと知事が認める場合に限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。			
		形状	長方形			
		表示面積	一方の面0.5平方メートル以下、かつ、1平方メートル以下	一方の面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下	一方の面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下	
		表示面積（集合広告の場合に限る。）	一方の面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下	一方の面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下	一方の面3平方メートル以下、かつ、6平方メートル以下	
		その他	表示面積	4平方メートル以下	6平方メートル以下	
		の道標、案内図板等	寄贈者名等の表示割合	1面の10分の1以下		
		表示内容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。			
		(共通)	上端の高さ	道路面から3メートル以下		
			色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していること。 商業地域については、この限りでない。		
			表示方法	1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。		
はり紙及びはり札等		表示内容	政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。	制限なし	
		表示面積	1平方メートル以下			

	表示方法	はり紙は、糊ぱりしないこと。		
	許可期間	1月（政治活動のために表示するものにあつては、3月）以内		
立看板等	表示内容	政治活動、文化活動 その他営利を目的と しない活動のために 表示するものに限る。	政治活動、文化活動 その他営利を目的と しない活動のために 表示するものに限る。	制限なし
	規格	縦2メートル以下、横1メートル以下、脚部の長さ0.5メートル以下		
	許可期間	1月以内		
電柱類 広告物	袖付け	個数	1本につき1個	
		規格	縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下	
		下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあっては2.5メートル以上、歩車道 の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上	
	巻付け	表示方法	歩車道の区別のある道路にあっては、車道上に突き出さないこと。	
		個数	1本につき1個。1平方メートル以下で2枚に分けて表示するこ とができる。	
		規格	上下幅1.5メートル以下	
		下端の高さ	1.2メートル以上2メートル以下	
	(共通)	許可する地域	禁止	禁止
		設置場所	交差点から10メートル以上離れていること。	
		材料	木製、金属製その他これらに類するものに限る。	
		色彩	1 地色は、彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、 紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していな いこと。 4 使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。	
		表示方法	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	
		表示方法	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	
標識利 用広告 物	停留所	個数	1個	
	標識利 用広告 物	規格	縦0.45メートル以下、横0.45メートル以下	
	色彩	1 地色は、白色であること。 2 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、 紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していな いこと。 4 使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。		
		1 地色は、白色であること。 2 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、 紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していな いこと。 4 使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。		

消火栓 標識利 用広告 物	許可する地域	禁止	禁止	全域
	種類及び個数	袖付け 1 個		
	規格	縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下		
	下端の高さ	歩道上又は道路上以外の場所にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上		
	色彩	1 地色は、彩度が 5 以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。 3 表示面積の 2 分の 1 を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 4 使用する色が 3 色（無彩色を含む。）以下であること。		
	(共通)	表示方法	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	
車体広告物（路 線バス又は路面 電車の車体を利 用する広告物）	1 車体の表示合 計面積	3.6平方メートル以下		
	個数	前後面各 1 個、側面各 2 個以下		
	規格	縦0.6メートル以下、横3.0メートル以下		
	表示方法	1 窓の下端より上に表示しないこと。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。		
横断幕	許可する地域	禁止	禁止	全域
	下端の高さ	地上から4.5メートル以上		
	設置場所	幅員 9 メートル以下の道路		
	表示内容	公共的な目的のものに限る。		
	許可期間	2 週間以内		
アーチ	許可する地域	禁止	禁止	全域
	下端の高さ	地上から4.5メートル以上		
	設置場所	幅員 9 メートル以下の道路		
	表示内容	町名、商店街名その他これらに類するものに限る。		
アドバルーン	許可する地域	禁止	禁止	全域
	規格等	1 気球は、市町村火災予防条例の規格及び基準に適合し、直径 3 メートル以下、高度45メートル以下のものであること。 2 広告物は、縦15メートル以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。		
	許可期間	1 月以内		